

令和3年度版
浜田市男女共同参画推進計画（第3次）
浜田市DV対策基本計画
年次報告書

浜 田 市

はじめに

浜田市は、平成17年10月1日の市町村合併に伴い、浜田市男女共同参画推進条例を即日施行し、男女共同参画社会の実現に努めてきました。私たち一人ひとりが、互いの人権を尊重し、対等な社会の構成員として、共に認め合い、個性や能力を十分発揮できるまちをつくるため、「浜田市男女共同参画推進計画」、「浜田市男女共同参画推進計画（第2次）-浜田市DV対策基本計画-」を策定し、広報・啓発活動に取り組んできました。

平成26年12月には、「男女共同参画に関する市民の意識・実態調査」を実施しました。その結果、前回の調査に比べて、男女共同参画意識の数値の変動が若干あったものの、まだまだ浸透しているとはいえない状況です。

近年では、異性や配偶者に対する暴力が深刻化するなど、被害者の保護は緊急性を求められ、被害者やその家族の安全性を確保するため、情報管理には最新の注意を払うとともに、根絶に向けた認識を深める啓発活動を行い、関係機関との連携による効果的な被害者支援などの整備を行う必要があります。

また、東日本大震災では、被災地において、救助・救援、消火活動及び復旧・復興等の担い手として多くの女性が活躍しました。しかし、一方では、避難所の運営等において女性の視点に立った対応が充分ではなかったなど、様々な課題が明らかとなり、男女共同参画の視点での対応が必要と考えられます。

これらのことを踏まえ、仕事、家庭、地域に積極的に参画する機会が確保され、共に社会を支えていく男女共同参画社会実現が一層高まるよう、「浜田市男女共同参画推進計画（第3次）-浜田市DV対策基本計画-」を策定しました。

この報告書は、浜田市男女共同参画推進条例第17条に基づき、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況をとりまとめ、公表するものです。

浜 田 市

目 次

第1章 施策の実施状況

- I 個人の尊厳の確立・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- II 社会制度・慣行の見直しと意識改革・・・・・・・・・・ 7
- III 政策・方針決定過程への男女共同参画の推進・・・・・・・・ 11
- IV 家庭・地域・職場における男女共同参画の推進・・・・・・・・ 14
- V 国際社会を視野に入れた男女共同参画の推進・・・・・・・・ 22

第2章 計画の推進

- 1 推進体制の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 25
- 2 市民・事業者等との連携・・・・・・・・・・・・・・・・ 25
- 3 国・県等との連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 25
- 浜田市男女共同参画推進体制・・・・・・・・・・・・・・・・ 26
- 数値目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 27
- 審議会等の女性の登用率・・・・・・・・・・・・・・・・ 29

資料編

- 浜田市男女共同参画推進条例・・・・・・・・・・・・・・・・ 30
- 浜田市男女共同参画推進委員会規則・・・・・・・・・・・・ 34
- 浜田市男女共同参画推進連絡会議設置要綱・・・・・・・・ 36
- 浜田市男女共同参画に関する苦情処理要綱・・・・・・・・ 39
- 男女共同参画推進計画 数値目標及び実績表（過去6年） 41

第1章 施策の実施状況

基本目標Ⅰ 個人の尊厳の確立

日本国憲法では、個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、すべての基本的人権は、性別に関わらず保障されています。

また、男女共同参画社会基本法においても、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成すること」となっています。

しかし、市民の意識・実態調査では「男性は外で働き、女性は家庭を守るべきである」「家事・介護は女性がした方が良いと思う」の問いに、どちらも半数以上が否定的である反面、「自治会などの代表は男性」「女性は気配り」「男性の決断力」「子育ては母親」という性別的な役割を肯定する意見が5割以上を占めています。このアンケート結果を見てみると、今だ男女ともに、意識の中の固定観念が残っている状況や環境です。

また、近年ではセクシュアル・ハラスメント（※1）、ドメスティック・バイオレンス（DV）（※2）、デートDV（※3）、ストーカー行為（※4）などの男女間の暴力が社会問題化しています。性別に起因するこれらの問題は、あまりに日常的な要素があることから気づきにくく、個人の問題として表面化しにくいところに問題の深刻さがあります。暴力は重大な人権侵害であり早急な対応が必要です。

そのためには、人権尊重の意識と環境づくり、性別に起因する暴力の根絶への体制強化、男女がその個性と能力を十分発揮し、健やかに生活できる環境づくりに取り組む必要があります。

（※1）セクシュアル・ハラスメント 相手の嫌がる性的な言葉やふるまいによって、仕事やしづらくなったり、働きにくくなること。

（※2）ドメスティック・バイオレンス（DV） 配偶者やパートナーなど密接な関係にある人からふるわれる暴力のことで、身体的暴力・精神的暴力・性的暴力・経済的暴力・言葉の暴力・社会的暴力など暴力全体のこと。

（※3）デートDV 交際中の若いカップルの間で起こる暴力のこと。

（※4）ストーカー行為 特定の人に対する好意の感情、またはその好意がかなわなかったことに対する怨念の感情によりつきまとい、まちぶせ、押しかけや無言電話などをする人のこと。

「つきまとい等」

①つきまとい、待ち伏せ、押しかけ

②監視していると告げる行為

③面会・交際の要求

④乱暴な言動

⑤無言電話、連続した電話、ファクシミリ

⑥汚物などの送付

⑦名誉を傷つける

⑧性的しゅう恥心を害する行為

① 人権尊重の意識づくり

具体的施策	内容説明	担当課	令和3年度実施状況	区分	決算額(千円)
講演会、講座・研修の開催	・男女をはじめ、あらゆる人権意識高揚のための講演会などを開催し、啓発活動を推進します。	人権同和教育啓発センター	<ul style="list-style-type: none"> ・職員、保護者、社会教育関係者、事業所職員、行政及び市民が一堂に会し、人権・同和問題や人権・同和教育、啓発について認識を深めるとともに、人権尊重のまちづくりへ向けた実践力を培うことを目的として開催しているが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、入場制限とzoomによるリモート講演とした。 開催時期：令和3年8月20日 開催場所：石央文化ホール 参加対象：幼稚園・小学校・中学校の教職員、市民 講師：木村 泰子 さん (大阪市立大空小学校 初代校長) 演 題：「人権って何？ ～『みんなの学校』が教えてくれたこと～」 受講者：40名(入場制限) ・指導主事の派遣における巡回講座(全42回)を行った。 	継続	—
人権教育の推進	・図書やビデオ・DVDなどの学習資料を充実し、あらゆる人権教育の推進や情報提供を行います。	人権同和教育啓発センター	<ul style="list-style-type: none"> ・浜田市ホームページに人権教材として貸出用の図書、DVD、ビデオテープの一覧表を掲載した(在庫の整理と一覧表の更新)。また、西部人権センターの貸出図書やライブラリーについて案内するなど、情報提供を行った。 	継続	—

② 人権尊重の環境づくり

具体的施策	内容説明	担当課	令和3年度実施状況	区分	決算額(千円)
組織づくりとネットワークの構築	<ul style="list-style-type: none"> ・学校、地域、企業、団体、市民グループ、行政などの連携を強化し、女性の登用も意識した組織化やネットワーク化を推進することで、人権尊重の環境づくりに努めます。 ・地域で活動する指導者を養成するとともに、公民館などと連携した男女共同参画や人権教育の啓発活動を進めます。 	人権同和教育啓発センター	<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関へパンフレット等を提供し、情報の共有を図った。 ・各審議会への女性委員の登用を呼びかけた。 	継続	—
		人権同和教育啓発センター	<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画推進委員(サポーター)に県のサポーター養成講座を積極的に受講してもらい、知識と能力の向上に努めた。 ・まちづくりセンター職員にサポーター就任してもらい、まちづくりセンターとの連携の基礎作りに努めた。 (サポーター12名中4名就任) ・瀬戸見文化センターで「生き生き楽習講座」を開催した。 (年2回) 	継続	—
		まちづくり社会教育課	<ul style="list-style-type: none"> ・人権・同和教育関係者研修を、まちづくりセンター職員が受講した。 	継続	—

具体的 施策	内容説明	担当課	令和3年度実施状況	区分	決算額 (千円)
子どもたちが 健やかに成長 できる環境 づくり	・学校・地域・ 家庭が一体とな り地域に根ざし た青少年の健全 育成活動を推進 します。	地域福祉課	・浜田地区の保護司会や社会福祉協議会が設置しているボラン ティアセンターに対して運営支援を行なった。 【支援事業】 ・社会を明るくする運動の啓発活動 ・ボランティア学習など	継続	—
		学校教育課	・各学校において教育目標達成のため、ふるさと教育、総合的な 学習の時間、道徳科等を通して互いを尊重しあうことができる子 どもの育成を実施した。	継続	—
		まちづくり社会 教育課	・市内保育園、小中学校、公民館等で10回の親学プログラム及び 乳幼児期における親の学びプログラムを実施した。	継続	90
	・携帯電話やイ ンターネットの 普及に伴い、青 少年に有害な情 報への接触、不 適切な利用の危 険をはらんでい る状況であるこ とから、情報を 的確に選び、適 切に活用する力 を身につけるよ う教育・啓発を 行います。	学校教育課	・各校で情報モラル教育を推進した。また、各中学校の入学説明 会において、警察の協力のもと、児童とその保護者へ啓発活動 を行った。	継続	—
		地域福祉課	・矯正施設、警察、保護司会などと連携し、社会を明るくする運 動の広報や啓発活動を支援した。	継続	—
		学校教育課	・学校危機発生時の対応概要を作成し、各校において迅速かつ適 切な対応が図られるよう周知徹底を行った。	継続	—
相談体 制の充 実	・人権擁護委員 や民生児童委員 などの関係機関 と連携を取り、 相談窓口を充実 します。	人権同和教育啓 発センター	・相談内容の解決に向け、法務局や関係機関へスムーズに繋げる など、連携を図っている。	継続	—
		地域福祉課	・毎月、各地区民生児童委員協議会定例会に出席し、行政から情 報提供を行うとともに地域の諸問題を共有した。また、住民から 民生児童委員に相談があった場合には、必要に応じ行政と民生児 童委員が連携をとり、問題解決に取り組んだ。さらに、民生児童 委員名簿を「浜田市ホームページ」に掲載した。	継続	—

③ 男女間における暴力の根絶

具体的施策	内容説明	担当課	令和3月年度実施状況	区分	決算額 (千円)
DV防止に関する広報・啓発の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広報誌への掲載や講演会・講座の開催を通して、DV等が人権侵害であることを広く市民に周知し、意識啓発に努めます。 ・ 相談窓口を記載したカードやパンフレット等を配布し、相談先の周知を図ります。 	子育て支援課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 11月広報はまだに普及啓発記事を掲載。 ・ 11月に講演会（令和3年11月7日 日曜日：参加者33名）を開催し、意識啓発に努めた。 ・ 相談窓口にステッカーやチラシを配置し、周知を図った。 	継続 継続	40 —
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 緊急時の対応を含めた被害者の保護及び自立支援のために必要なさまざまな制度に関する情報提供を行います。 ・ 被害者からの相談には心情に配慮した適切な対応をし、安全と生活の安定に向けた助言や支援をします。 		<ul style="list-style-type: none"> ・ それぞれのケースに応じ、児童相談所や社会福祉協議会など他機関や他部署に関する情報提供を行った。 ・ 相談者に対しては状況に応じて他機関とも連携し、それぞれに支援を行った。 	継続 継続	— —
相談体制の充実および相談員の資質向上	<ul style="list-style-type: none"> ・ DV相談に対する適切な対応ができるよう、研修会等への参加により各種相談員の資質向上を図ります。 		<ul style="list-style-type: none"> ・ 県が主催する研修会などに参加し、各相談員の資質向上を図った。 	継続	—
市における体制整備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 関係窓口で適切な対応ができるよう、庁内連絡体制を整え関係課との連携を図ります。 		<ul style="list-style-type: none"> ・ 必要であれば他機関との連携を図っている。 	継続	—

具体的 施策	内容説明	担当課	令和3年度実施状況	区分	決算額 (千円)
関係機 関との 連携体 制の推 進	<ul style="list-style-type: none"> ・ケースによっては児童相談所女性相談担当や警察等の関係機関の指導・助言を受け、被害者にとって必要に応じた適切な対応ができるよう努めます。 	子育て支援課	<ul style="list-style-type: none"> ・必要であれば他機関との連携を図っている。 	継続	—
	<ul style="list-style-type: none"> ・県主催の関係機関連絡会との連携を図り、総合的な支援体制の確立を目指します。 		<ul style="list-style-type: none"> ・県が主催する関係機関連絡会に参加し、連携を図っている。 	継続	—

④ 生涯を通じた男女の健康づくり

具体的 施策	内容説明	担当課	令和3年度実施状況	区分	決算額 (千円)
健康支 援のた めの健 康教 育・相 談等支 援	<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画関連講座や健康教育を通して、男女が健康に過ごせるよう支援します。 	人権同和教育啓発センター	<ul style="list-style-type: none"> ・実施なし 	継続	—
		健康医療対策課	<ul style="list-style-type: none"> ・各種検診の受診勧奨や健康教育を推進し、健康に過ごせるように支援した。 ・高齢者サロン、地域で行われる健康教室等で、正しい知識と理解を深めて、健康に過ごせるよう支援に努めた。 	継続	—
	<ul style="list-style-type: none"> ・健康関係資料の配布や情報提供を行います。 	健康医療対策課	<ul style="list-style-type: none"> ・ホームページや広報、SNSを通じて健康情報について情報提供を行った。 ・高齢者サロン、地域で行われる健康教室等で、資料等の配布による必要な情報提供に努めた。 	継続	—

具体的 施策	内容説明	担当課	令和3年度実施状況	区分	決算額 (千円)
学校における 学習機 会の提 供と予 防教育 の実施	・学校や医療機 関などと連携を 取り、思春期医 療の充実を図 り、思春期にお ける健康づくり を支援します。	健康医療対策課	・中学生を対象にSOSの出し方に関する教育や心の健康づくり出 前講座を実施した。 実施校：三隅中学校、第一中学校	継続	—
		学校教育課	・県教育委員会や保健所など関係機関からの情報提供を行いなが ら、学校での健康づくり活動の支援に努めた。	継続	—
	・HIV／エイ ズ、性感染症な どについての正 しい知識の普及 や摂食障がい、 喫煙、飲酒、薬 物などに関する 情報提供を行 い、健康を損な う恐れのある問 題について啓発 、	健康医療対策課	・生活習慣病の教室を1校（三階小学校）で実施した。	継続	—
		学校教育課	・関係機関から提供のあったポスターや冊子等を各学校に情報提 供するとともに、学校においては、保健学習をはじめ、エイズ、 性指導、薬物防止、喫煙防止、飲酒防止などの指導・啓発に努め た。	継続	—
	・性教育教材の 貸し出しを行 います。	子育て支援課	・小中学校へ性教育教材の貸出6件。	継続	—
	妊娠・ 出産・ 育児等 におけ る健康 支援	・親子の心身の 健康を目指し、 医療機関などと 連携した総合的 な親子の健康づ くりや子育て支 援を進めます。	子育て支援課	・妊娠・出産・育児を通じてのママパパ学級など、親子での教 室、学習の場を設けた。支援の必要な親子については、妊娠初期 から医療機関と連携し、切れ目のない支援を行った。	継続

基本目標Ⅱ 社会制度・慣行の見直しと意識改革

現代社会においても、人々の意識や行動、社会の慣行の中には、性別による固定的な役割分担意識が今もなお残っています。性別で区別されていなくても男女の置かれている立場を反映したものがあり、男女それぞれが対等に扱われていない場合などがあります。価値観が多様化してきた今日、それが結果として、個人の自由な活動を阻害したり、男女の不平等感を生み出すことにつながっています。

「市民の意識・実態調査」の「社会全体における男女の地位の平等感」では、78.2%の人が男性が優遇されていると感じています。「各分野における男女の地位の平等感」のデータでは、「社会通念・しきたり」において、71.4%の人が男性が優遇されていると感じています。

また、家庭内の仕事の役割分担意識について、女性がすることが多いと答えた回答が50%以上のものが半数あり、家庭における仕事の役割分担について、女性がほとんど家庭内の仕事を担っているとみられます。

男女共同参画社会の実現に向けては、家庭や地域、職場、学校などのあらゆる分野で性別による役割分担意識を反映した社会制度や慣行を見直し、個人が性別にとらわれずに、その個性と能力を十分に発揮できるよう、男女それぞれが暮らしやすく住みやすい環境に変えていく必要があります。

① 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し

具体的施策	内容説明	担当課	令3年度実施状況	区分	決算額(千円)
性別役割分担意識に基づく慣行等の見直し	・男女共同参画の視点に立った社会制度や慣行が行われるよう広報・啓発活動を推進します。	人権同和教育啓発センター	・しまね女性センターからの配布物を市民ロビーやまちづくりセンターなどに設置、また、各支所、学校等にも配布し、情報提供や共有に努めた。	継続	—
	・行政刊行物やインターネットなどの内容・表現を男女共同参画の視点から点検し、表現の徹底を図ります。		・広報はまだ、浜田市ホームページなどにおいて、表現に検討が必要な場合は、担当課と連携し、表現方法を熟考していく体制を取っている。また、他課からの配布物に関しても、表現方法に注意を払って確認した。	継続	—
	・男女共同参画推進のための新たな制度についての検討や研究を行います。		・内閣府や県文書、他の自治体からの報告書や計画書、関係機関発行の機関紙などから得た情報の共有化を図った。また、男女共同参画推進の関係団体において、「内閣府第5次男女共同参画基本計画」について勉強会を開催し、関係団体や議員と、知識の共有や共通理解に努めた。	継続	—

② 男女共同参画推進に向けた意識づくり

具体的施策	内容説明	担当課	令和3年度実施状況	区分	決算額 (千円)
家庭・地域・職場における意識づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭や地域での男女共同参画の意識向上のために、情報提供を行うとともに、研修や講習会の開催に努めます。 ・職場での男女共同参画意識を向上させるため、関係機関と連携しながら啓発活動を行います。 	人権同和教育啓発センター	<ul style="list-style-type: none"> ・コロナ禍のため、市主催の研修会等は開催できなかったが、県やしまね女性センター等の関係部署からの冊子や、男女共同参画に関する新聞記事等は関係部署に積極的に回覧・配布するなど、情報提供を行い、意識向上に努めた。 ・浜田市男女共同参画連絡会議において年次報告を行い、意識向上と共通理解を図るよう努めた。また、計画の実施ができなかった部署においては、その理由や改善点についての検討を行い、次年度への課題に繋げた。 ・男女共同参画推進計画（第4次）における重点目標や取組内容について、現状と課題の分析等、協力体制や連携を取って検討していった。 	継続	—
	<ul style="list-style-type: none"> ・行政、民間団体、女性団体、報道機関等、多様な団体と連携し、広報・啓発活動に努めます。 		<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関のイベント開催や制度の紹介や募集などについて、各団体や各支所、各まちづくりセンター等に情報提供を行った。また、広報はまだや浜田市ホームページ、市役所ロビー掲示板も活用し周知に努めた。 	継続	—
	<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画に関する認識を深め、正しい理解の定着を図るため、インターネット等を活用し、市の条例や計画を市民にわかりやすい形で周知します。 		<ul style="list-style-type: none"> ・浜田市ホームページにおいて、男女共同参画に関する条例や計画を掲載している。また、浜田市男女共同参画推進委員会での会議録の掲載もを行い、内容・意見の公開をし、周知を図るよう努めた。 ・男女共同参画推進計画（第4次）策定に関する市民の意識・実態調査の結果や第4次計画の（案）については、浜田市ホームページにおいて、掲載・閲覧を行った。また、計画（案）については、パブリックコメントの意見募集も広報や浜田市ホームページ、各支所、中央図書館等での閲覧を可能とし、市民に周知する環境を作った。 	継続	—
相談窓口の設置	<ul style="list-style-type: none"> ・相談内容に応じて、関係機関と連携を図ります。 		<ul style="list-style-type: none"> ・相談内容の解決に向け、他部署との連携体制をとっている。 	継続	—

③ 男女共同参画を推進する教育・学習の充実

具体的施策	内容説明	担当課	令和3年度実施状況	区分	決算額(千円)	
家庭、地域における学習・教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> 地域の学習拠点である公民館や学校など施設間の連携を図り、市民の学習グループ・サークル活動への支援体制を充実します。 	まちづくり社会教育課	<ul style="list-style-type: none"> まちづくセンターにおいて、各種グループ・サークル活動の発表の場の提供等支援に努めた。 <p>(まちづくり社会教育課)</p>	継続	—	
		人権同和教育啓発センター	<ul style="list-style-type: none"> 関係機関のイベント開催や制度の紹介や募集など、その情報提供を各学校やまちづくりセンターに行い、情報の共有を図った。 県の委嘱を受けた男女共同参画推進委員(サポーター)への新規加入がまちづくりセンターの職員から数名あり、地域における男女共同参画の基礎作りが進むよう、情報提供を行った。 <p>(人権同和教育啓発センター)</p>	継続	—	
	<ul style="list-style-type: none"> 市民の学習ニーズに対応するため、講師や教材などの紹介と情報提供を行います。 	まちづくり社会教育課	<ul style="list-style-type: none"> 該当なし 		—	
		人権同和教育室	<ul style="list-style-type: none"> 浜田市ホームページに学習教材として貸出用の図書・ビデオテープ・DVDの一覧を掲載している(在庫の整理と一覧の更新)。DVDについては、島根県西部人権センターのライブラリーを紹介するなどの情報提供をした。また、当課指導員の講師派遣について、広報で周知を図った。 しまね女性センターからの情報誌を各学校やまちづくりセンターに配布した。 		—	
	<ul style="list-style-type: none"> 講座などの開催時間、開催場所、託児室の設置、要約筆記・手話通訳の実施などに配慮し、講座などに男女共に参加しやすい環境づくりに努めます。 	関係課	<ul style="list-style-type: none"> コロナ禍における男女共同参画基本計画(内閣府)の勉強会等では、3密回避や衛生管理に努め、安心して参加できる環境づくりに努めた。 <p>(人権同和教育啓発センター)</p>	継続	—	
			<ul style="list-style-type: none"> 防災出前講座の開催日時や場所は、依頼者の希望で行った。 <p>(防災安全課)</p>	継続	—	
			<ul style="list-style-type: none"> 開催時間や場所、託児室の設置など子育て中の保護者等が参加しやすいよう、環境づくりに努めた。また、他課が実施する講座やイベント等で託児等の調整や協力を実施した。 <p>(子育て支援課)</p>	継続	—	
			<ul style="list-style-type: none"> 講演会を予定していたが、新型コロナウイルス感染拡大のため中止した。 <p>(地域福祉課)</p>	単年	—	
				<ul style="list-style-type: none"> 「山陰浜田港四季のお魚料理教室」開催時、託児スペースを確保し、参加しやすい環境づくりを図った。 <p>(水産振興課)</p>	継続	18
				<ul style="list-style-type: none"> 「令和3年度女性のためのプチ創業セミナー」を土日に開催し、必要に応じて託児サービス(利用者なし)ができるように、参加しやすい環境づくりに努めた。 <p>(商工労働課)</p>	継続	—

具体的 施策	内容説明	担当課	令和3回年度実施状況	区分	決算額 (千円)
家庭、 地域に おける 学習・ 教育の 充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ 講座などの開催時間、開催場所、託児室の設置、要約筆記・手話通訳の実施などに配慮し、講座などに男女共に参加しやすい環境づくりに努めます。 	関係課	<ul style="list-style-type: none"> ・ まちづくりセンターにおいて広報紙等で講座の周知に努めた。 (まちづくり社会教育課) 	継続	—
教育分 野など におけ る男女 共同参 画の推 進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 男女共同参画の推進に向けて個性の伸長を図り、自信をもって行動する子の育成に努めます。 ・ 男女共同参画の視点に立った学校運営や諸活動の実施に取り組めるよう努めます。 	学校教育課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各学校における人権学習や日々の生活、道徳科等を通して、強い自尊感情を持った子どもの育成に努めた。 ・ 学校評議員に女性を積極的に登用した。 (32.43% 111名中36名が女性) 	継続	—

基本目標Ⅲ 政策・方針決定過程への男女共同参画の推進

女性は人口の半分、本市人口でも半数以上を女性が占めています。男女それぞれが対等な社会の構成員として活躍できる社会となるためには、女性が活躍できる社会となるためには、女性がより活躍できることが必要です。平成27年8月には、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（女性活躍推進法）が成立しました。

働くことを希望する女性が、安心と意欲を持って働くことができる社会、男女共同参画社会を推進するために、政府や企業などの重要な役職や審議会などの委員への女性を登用することが必要となってきます。島根県では、審議会や各種委員会の女性登用率は42.3%（H26.3現在）となっています。また、本市はこの女性の登用率が28.2%（H27.4）と非常に低い状態です。

あらゆる分野において男女双方の意見が反映されるよう、女性の参画機会の拡大に向けた意識の醸成と、積極的な取り組みや仕組みづくりが必要です。

民間企業における女性の登用についても同様な状況にあり、女性の人材育成を含め協力要請を行っていく必要があります。

① 市政における男女共同参画の推進

具体的施策	内容説明	担当課	令和3年度実施状況	区分	決算額 (千円)
各種審議会・委員会等への女性の登用促進	・市における審議会等への女性の積極的な登用を図ります。	関係課	<ul style="list-style-type: none"> ・浜田市男女共同参画推進委員会（9名中5名） ・各審議会や協議会の委員へ浜田女性ネットワークから積極的に就任した。（延べ17人） <p style="text-align: center;">（人権同和教育啓発センター）</p>	継続	—
			<ul style="list-style-type: none"> ・浜田市総合振興計画審議会（25名中12名） ・浜田市協働のまちづくり検討部会（13名中4名） <p style="text-align: center;">（政策企画課）</p>	継続	—
			<ul style="list-style-type: none"> ・浜田市地域協議会（令和3年4月1日～令和4年3月31日） <p>浜田：委員15名中5名 金城：委員15名中4名 旭：委員15名中4名 弥栄：委員15名中9名 三隅：委員15名中2名</p> <p style="text-align: center;">（地域活動支援課）</p>	継続	—
			<ul style="list-style-type: none"> ・防災会議（39名中6名） ・浜田市犯罪のない安全で安心なまちづくり推進協議会（45名中4名） <p style="text-align: center;">（防災安全課）</p>	継続 継続	— —

具体的 施策	内容説明	担当課	令和3年度実施状況	区分	決算額 (千円)
各種審 議会・ 委員会 等への 女性の 登用促 進	・市における審 議会等への女性 の積極的な登用 を図ります。	関係課	<ul style="list-style-type: none"> ・浜田市情報公開審査会 (5名中2名) ・浜田市個人情報保護審査会 (5名中2名) ・浜田市個人情報保護審議会 (5名中2名) ・浜田市行政不服審査会 (5名中1名) <p style="text-align: right;">(総務課)</p>	継続	—
			<ul style="list-style-type: none"> ・浜田市保健医療福祉協議会委員 (20名中5名) ・浜田市民生委員推薦会委員 (14名中6名) ・浜田市障害者等介護給付費等審査会 (12名中5名) <p style="text-align: right;">(地域福祉課)</p>	継続	—
			<ul style="list-style-type: none"> ・要保護児童対策地域協議会委員 (20名中7名) <p style="text-align: right;">(子育て支援課)</p>	継続	—
			<ul style="list-style-type: none"> ・浜田漁港周辺エリア活性化推進委員会 (20名中2名) <p style="text-align: right;">(水産振興課)</p>	継続	—
			<ul style="list-style-type: none"> ・女性を積極的に登用した。 教育支援委員会 64% (14名中9名) いじめ問題対策連絡協議会 41% (17名中7名) いじめ防止対策推進委員会 40% (5名中2名) <p style="text-align: right;">(学校教育課)</p>	継続	—
			<ul style="list-style-type: none"> ・浜田市美術品等収集委員会、浜田市文化財審議会及び浜田市資料館運営協議会にあっては各分野の専門的知識を有する必要がある、現在その適任者が全て男性であるため女性委員は不在。 ・歴史文化保存展示施設専門検討委員会においては、専門的知識を有する女性1人を登用した。 <p style="text-align: right;">(文化スポーツ課)</p>		592
			<ul style="list-style-type: none"> ・浜田市社会教育委員 (13名中5名) <p style="text-align: right;">(まちづくり社会教育課)</p>		—
			<ul style="list-style-type: none"> ・浜田市図書館協議会 (10名中2名) ・浜田市子ども読書活動推進計画検討委員会 (10名中7名) <p style="text-align: right;">(中央図書館)</p>		—
			<ul style="list-style-type: none"> ・公平委員 (3名中1名) <p style="text-align: right;">(公平委員会)</p>		—
			<ul style="list-style-type: none"> ・浜田市下水道審議会委員 (13名中3名) <p style="text-align: right;">(下水道課)</p>		—
			<ul style="list-style-type: none"> ・新規に設立した協議会において、多くの女性を委員として選出した。 <p style="text-align: right;">(健康医療対策課)</p>		—
	<ul style="list-style-type: none"> ・女性団体等のネットワークづくりや学習会などの開催を通して、意思決定の場に参画できる女性の人材を育成します。 	人権同和教育啓 発センター	<ul style="list-style-type: none"> ・しまね女性センターの主催の男女共同参画サポーター資質向上研修、アクティブサポーター研修等に、関係団体から受講していただき、知識と能力の向上を目指した。 	継続	—

具体的 施策	内容説明	担当課	令和3年度実施状況	区分	決算額 (千円)
適性に 応じた 女性職 員の配 置及び 係長級 以上の 職への 登用の 推進	<ul style="list-style-type: none"> ・能力・適性に 応じた職員配置 に努めます。 ・女性職員の係 長級以上の職へ の登用を図りま す。 	人事課	<ul style="list-style-type: none"> ・職員個人の能力に応じた職員配置を実施している。 また、女性活躍推進法に基づき平成28年度に策定した「特定事業主行動計画」に基づき、豊富な知識や経験を身につけるため、女性職員を多様なポストに積極的に配置することとしている。 	継続	—
			<ul style="list-style-type: none"> ・令和3年度の異動では、女性管理職5名、女性係長9名が新たに昇任した。 また、女性活躍推進法に基づき平成28年度に策定した「特定事業主行動計画」に基づき、女性職員の管理職及び係長級への積極的な登用をすることとしている。 	継続	—
職員の ワーク ライフ バランスの 推進	<ul style="list-style-type: none"> ・職業生活と家 庭生活の両立の ために必要な環 境整備を図りま す。 		<ul style="list-style-type: none"> ・平成28年に育児・介護関係の休暇制度を改正し、介護休暇の分割取得や介護時間休暇の新設を行った。 また、令和3年度に非常勤職員の育児・介護関係の休暇制度を改正し、不妊治療、配偶者の出産及び育児参加の休暇を新設した。 男性職員向けの子育てを支援する休暇制度チラシを作成し、休暇取得の向上に努めた。 	継続	—

② 各種団体、企業などにおける男女共同参画の促進

具体的 施策	内容説明	担当課	令和3年度実施状況	区分	決算額 (千円)
各種団 体・企 業への 女性登 用の啓 発	<ul style="list-style-type: none"> ・各種団体や企 業の女性に対し て、意識改革の ための啓発活動 を行うとともに 人材の育成・活 用を促進しま す。 	人権同和教育啓 発センター	<ul style="list-style-type: none"> ・しまね女性センター主催の起業セミナーでは共催となり、センターからのセミナーチラシを関係各所に配布し情報提供を行い、啓発に向けてセンターや関係課との協力体制を取った。 	継続	—

基本目標Ⅳ 家庭・地域・職場における男女共同参画の推進

市民の意識・実態調査で「仕事と家庭生活の優先」について希望と現実を尋ねたところ、仕事と同じように家庭を両立させたいとの望む意見が35.5%と最も多く男女ともに同じ傾向でした。

しかし、現実に両立させている人は23.9%となっています。その現実の内訳として、「仕事優先」の男女が大幅に多いこと。さらに、「家庭生活が優先」の女性が多い実態が伺えます。その要因の一つに、家庭における家事労働全般について、そのほとんどを女性が担っている現状が伺われます。

男女共同参画社会を実現するには、まず家庭において男女が共に協力しあっていくことが、職場や地域でも推進できる原動力となります。男性も女性も家族としての責任を担い、仕事のみでなく家庭において育児や介護を共に担うという意識を高めるとともに、地域全体で支援する環境づくりも必要です。

また、東日本大震災では、被災地において、復旧・復興等の担い手として多くの女性の活躍が見られました。その中で特に避難所の運営・環境整備に男女共同参画の視点が重要視されるようになりました。

また、過疎化や高齢化の進行、農林水産業従事者の減少など厳しい現実の中、農林水産業・商工自営業に携わる女性が果たしている役割は非常に大きなものがあります。性別による固定的な役割分担意識が残っているなか、就労の性格上、家事や育児と仕事の二重負担を強いられる一方で、就労条件や待遇などは不明確

① 家庭・地域における男女共同参画の促進

具体的 施策	内容説明	担当課	令和3年度実施状況	区分	決算額 (千円)
家庭や 地域に おける 男女共 同参画 の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・地域で学習会を開催し、男女共同参画意識を高めるとともに人材育成のための情報提供や支援を行います。 ・健診や講座の中で、家庭の役割や男女が協力して子育てをしていく大切さを伝えます。 	人権同和教育啓発センター	<ul style="list-style-type: none"> ・コロナ禍のため、地域での研修会の開催を企画することができなかったが、男女共同参画推進委員（サポーター）の資質向上研修等で学んだことを、各自が職場や家庭、地域等で啓発をするよう働きかけた。 	継続	—
		まちづくり社会教育課	<ul style="list-style-type: none"> ・まちづくりセンターにおいて、学習会の開催や情報提供や支援に努めた。 	継続	—
		子育て支援課	<ul style="list-style-type: none"> ・妊娠届で父親の役割チラシの配布、訪問や健診時に父親の育児状況の聞き取りをしている。 ママパパ学級において、父親の育児や妊婦体験ジャケットの着用を実施した。 	継続	—

具体的 施策	内容説明	担当課	令和3年度実施状況	区分	決算額 (千円)
家庭や 地域に おける 男女共 同参画 の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・男性のための料理教室や介護教室の開催など、男性の家事育児能力が向上する取組みを進めます。 	人権同和教育啓発センター	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症の拡大予防のため、積極的な取り組みはしなかった。 	継続	—
		健康医療対策課	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症の影響で料理教室はできなかったが、男性の料理教室テキスト配布等、男性の家事能力の向上に努めた。 ・家族介護教室、家族介護交流事業の実施を社会福祉法人へ委託し、開催した。 	継続	—
		子育て支援課	<ul style="list-style-type: none"> ・土曜日に、子育て講座（救急法など）やイベント等を実施したり、ママパパ学級の開催など、父親や家族が参加しやすいよう配慮した。 	継続	—
	<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画を推進する各種ボランティア団体・特定非営利活動法人（NPO）などへの支援を行います。 	人権同和教育啓発センター	<ul style="list-style-type: none"> ・浜田女性ネットワークに補助金を交付し、活動を支援した。 ・浜田市男女共同参画研究会（男女共同参画推進委員〈サポーター〉で構成する市民グループ）に研修案内や関係文書を送付するなど情報提供を行い、情報の共有を図った。また、男女共同参画推進委員の研修を共にし、基礎的な知識や啓発活動を行うための具体的手法を学び、共通認識を深めた。また、講演会についても関係機関の後援をするなど支援した。 	継続	198
		防災安全課	<ul style="list-style-type: none"> ・女性防災士を会計年度職員として雇用し、防災出前講座や町内の防災訓練において、女性の視点を反映することができた。また、同職員を中心に防災士の活動が活発となり、多くの女性防災士が積極的に訓練に取り組んだ。 ・令和2年度の購入したプライバシー保護用テント及び女性の更衣室・授乳室となるテントを用いて避難所開設訓練等を実施し、男女共同参画の視点を取り入れた避難所運営の啓発に努めた。 	継続	—
		子育て支援課	<ul style="list-style-type: none"> ・応援隊活動支援（子育て広場への支援）や研修会（救急法講座）への案内と実施を行い、地域での子育て支援向上に努めた。（子育て応援員数40名） 	継続	—
<ul style="list-style-type: none"> ・子育て支援センターなどにおける子育て相談、情報提供、交流事業を行い地域の子育て支援の拠点として、機能の充実に努めます。 		<ul style="list-style-type: none"> ・毎週、保健師、助産師、保育士、栄養士等が育児相談を行い、子育ての様々な相談に応じた。また、交流事業（定期・特別事業）、情報提供を行い、地域の子育て支援の拠点として、機能の充実に努めた。（来所述べ人数11,291人） ・NPO法人等子育て支援団体との協働事業に取り組み、地域での子育て支援活動の充実に努めた。 	継続	9,242	
<ul style="list-style-type: none"> ・ファミリーサポートセンターにおいて、緊急時の預かりや送り迎えなどさまざまな保育のニーズへ対応するため、会員を募り相互援助活動を支援します。 		<ul style="list-style-type: none"> ・緊急時の預かりや送り迎え、ひとり親などさまざまな預かりのニーズに対し、柔軟に対応した。（活動延べ件数577件） ・会員拡大のため、行事開催時等において周知活動を行った。ひとり親への助成額の継続、会員対象の講習会を定期的実施した。 	継続	8,209	

具体的 施策	内容説明	担当課	令和3年度実施状況	区分	決算額 (千円)
	<ul style="list-style-type: none"> ・就労の多様化に伴う一時的保育、疾病等による緊急の保育、保護者のリフレッシュなどの目的に応じる一時保育事業の充実に努めます。 ・電話相談の充実やインターネットを活用した情報の提供など総合的な相談体制の充実に努めます。 ・講演会、フォーラムなどイベント開催時における託児室の設置を呼びかけ、子育て中の親も気軽に参加できるように託児コーナーを設けるなど社会参加のしやすい環境づくりに努めます。 	子育て支援課	<ul style="list-style-type: none"> ・一時保育事業について、市内保育園25園で実施。ホームページ等で情報提供し、利用者拡大に努めた。 ・休日保育を実施した（休日保育開催日数59日、利用者延べ人数259名）。 ・オンライン相談を開始し、相談しやすい体制を図った。また、インターネットを活用した情報の提供など、総合的な相談体制の充実に努めた。 ・他課が実施する料理教室など、イベント開催時における託児室への調整や協力をし、子育て中の親も気軽に参加できるよう環境づくりに努めた。 	継続	— — —
子育て支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・子育て中の男女の多様な働き方や、父親の子育て参画などについて、家庭や地域、職場の理解と協力を求めていくとともに、関係機関との連携を充実させ、就職・再就職を支援します。 		<ul style="list-style-type: none"> ・赤ちゃん訪問や乳幼児健診において、父親の育児への参画状況を把握した。 	継続	—

② 雇用の分野における男女共同参画の促進

具体的 施策	内容説明	担当課	令和3年度実施状況	区分	決算額 (千円)
保育 サー ビス の 充 実	・通常保育事業の内容の充実や、延長保育、病児・病後児保育、一時預かり事業、障がい児保育などの保育サービスの充実に努めます。	子育て支援課	・保育所委託費等の交付や特別保育事業への補助金交付を行った。	継続	2,250,001
	・夜間または休日の就業や残業により、一時的に養育が出来ない場合、児童福祉施設において預かります。		・市内児童福祉施設2か所、里親12人に委託し、トワイライトステイ事業を実施した。	継続	0
両立を 支援す る環 境 整備	・保護者の疾病、疲労等の理由により一時的に養育が困難となった場合、児童福祉施設において短期間の養育・保護を行います。		・市内児童福祉施設2か所、里親12人に委託し、ショートステイ事業を実施した。	継続	41
放課後 児童ク ラブの 充 実	・放課後、仕事などで保護者などのいない家庭の小学校児童の健全育成を図るため、放課後児童クラブの充実に努めます。		・直営13クラブ、委託7クラブで放課後児童クラブの運営を行った。	継続	198,350
雇用機 会均等 に向け た環 境 整備	・男女雇用機会均等法の普及・啓発に関係団体と連携して取り組みます。	商工労働課	・浜田市ホームページによる周知、関係団体等と連携した普及・啓発に取り組んだ。	継続	—

具体的 施策	内容説明	担当課	令和3年度実施状況	区分	決算額 (千円)
就業機 会の拡 大と職 業能力 の開発	<ul style="list-style-type: none"> ・労働条件や就業環境などに関する相談に応じ、国をはじめとした関係機関と連携を図ります。 	商工労働課	<ul style="list-style-type: none"> ・各相談に対し、関係機関（ハローワーク等）への取り次ぎを行うとともに連携強化を図り、広報誌や浜田市ホームページへの掲載、窓口でのチラシ配置による周知にも取り組んだ。 	継続	—
	<ul style="list-style-type: none"> ・企業の積極的改善措置の普及に向けた広報活動を行います。 		<ul style="list-style-type: none"> ・関係団体等と連携し、浜田市ホームページへの掲載、窓口でのチラシ配置による周知に取り組んだ。 	継続	—
	<ul style="list-style-type: none"> ・女性の職業能力開発の重要性への理解促進に向けた広報活動を行います。 		<ul style="list-style-type: none"> ・関係団体等と連携し、浜田市ホームページへの掲載、窓口でのチラシ配置による周知に取り組んだ。 	継続	—
	<ul style="list-style-type: none"> ・育児・介護等しながらキャリア形成のできる仕組みを構築できるように努めます。 		<ul style="list-style-type: none"> ・令和3年度女性のためのプチ創業セミナーの開催 開催時期：令和3年8月21日～令和3年9月12日（全4回） 開催場所：浜田市役所 講 師：株式会社ソアラサービス 牛来千鶴 氏 受講者：14名(令和2年度：7名) 主 催：浜田商工会議所、石央商工会、浜田市 		1,356
働く女 性の妊 娠・出 産にか かわる 保護	<ul style="list-style-type: none"> ・女性が妊娠・出産後も安心して働き続けることのできる職場環境づくりを、国及び関係団体と連携し推進します。 		<ul style="list-style-type: none"> ・関係団体等と連携し、広報誌や浜田市ホームページへの掲載、窓口でのチラシ配置による周知に取り組んだ。 	継続	—
多様な 働き方 を可能 とする 就業条 件の整 備	<ul style="list-style-type: none"> ・「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律」を所管する国や関係機関と連携し、パートタイム就業希望者に対する相談及び情報提供を行います。 		<ul style="list-style-type: none"> ・関係団体等と連携し、浜田市ホームページへの掲載、窓口でのチラシ配置による周知に取り組んだ。 	継続	—
	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもをもつ労働者に対して、職場の雇用環境、整備の充実など、子育て支援に向けた啓発活動を行います。 		<ul style="list-style-type: none"> ・関係団体等と連携し、広報誌や浜田市ホームページへの掲載、窓口でのチラシ配置による周知に取り組んだ。 	継続	—

③ 農林水産業・商工自営業における男女共同参画の促進

具体的施策	内容説明	担当課	令和3年度実施状況	区分	決算額 (千円)
政策・方針決定過程への女性の参画拡大	<ul style="list-style-type: none"> 女性団体等のネットワークや関係機関と連携し技術、経営管理能力向上に向けての研修などの開催を支援します。 	商工労働課	<ul style="list-style-type: none"> 関係機関と連携し、浜田市ホームページへの掲載、窓口でのチラシ配置により支援した。 	—	—
		農林振興課	<ul style="list-style-type: none"> JAが実施する農業者育成のため、年間を通して実施する営農塾開催に関して後方支援を行った。(受講者12名中9名女性) 		
		水産振興課	<ul style="list-style-type: none"> 実施なし 		
女性の経済的地位向上と就業条件と環境整備	<ul style="list-style-type: none"> 関係機関と連携し女性の役割や権利の確立、就業条件の整備を進めるために、家族経営協定の締結促進に努めます。 農林水産業・農山漁村に関心のある人が就業・定住しやすい環境づくりを進めます。 	農林振興課	<ul style="list-style-type: none"> 毎年、家族経営協定の締結の促進に努めた。(平成23年度以降8件締結) 	継続	—
		定住関係人口推進課	<ul style="list-style-type: none"> 実施なし(該当なし) 		
		農林振興課	<ul style="list-style-type: none"> 平成21年度から継続して「ふるさと農業研修生制度」を実施しており、青年農業者、新規就農者対策や定住しやすい環境づくりに努めた。 		
		水産振興課	<ul style="list-style-type: none"> ふるさと漁業研修制度の継続実施。 		
		商工労働課	<ul style="list-style-type: none"> 「浜田市起業支援事業補助金」において、市内の起業(予定)者への支援を行った。補助金20万円が上限のところ、申請者が女性の場合は30万円を上限とする。 令和3年度:実績なし 		
		農林振興課	<ul style="list-style-type: none"> JAが実施した営農塾受講者のうち、複数人が産直協議会の会員となったため、産直市場に出荷する取組みの後方支援を行った。 		
		水産振興課	<ul style="list-style-type: none"> 実施なし 		

④ 福祉社会の充実

具体的 施策	内容説明	担当課	令和3年度実施状況	区分	決算額 (千円)
健康長 寿の推 進	<ul style="list-style-type: none"> ・保健・医療・福祉のネットワークを推進し、総合的な保健活動を展開します。 	健康医療対策課	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の各種団体組織、職域、行政内部での協議や連携を図り、広角的に保健活動を展開した。 	継続	—
	<ul style="list-style-type: none"> ・積極的な健康づくりの意識啓発、健康調査、がん検診等各種検診や相談活動を充実しながら事業を展開し、生活習慣の改善と疾病の早期発見・重症化防止を行います。 		<ul style="list-style-type: none"> ・各種健（検）受診勧奨を継続して実施した。領域や地域を対象にあらゆる機会をとらえ、生活習慣改善の啓発を行った。また、脳卒中、糖尿病等の重症化予防事業も継続している。 ・高齢者サロン等において、健康教室、健康指導等の健康増進、介護予防活動に努めた。また、糖尿病重症化予防事業を開始した。 	継続	—
	<ul style="list-style-type: none"> ・地域リハビリテーションを推進し、各関係機関と有機的連携を図り、生活の自立及び要介護状態になることを予防する施策を充実します。 		<ul style="list-style-type: none"> ・地域リハビリテーション活動支援事業としてリハビリテーション職の派遣を通じて、介護予防及び自立への支援を実施した。 ・地域ケア会議等にリハビリテーション職の派遣を行い、生活機能の向上を図るとともに、重症化の予防に努めた。 	継続	—
				継続	—
認知症 高齢者 のための 施策 充実	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症に対する正しい知識と早期発見・早期対応の必要性について普及・啓発に取り組みます。 	健康医療対策課	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症サポーター養成講座を12会場で実施し、207人の受講があった。また、認知症の人や家族に早期に関わり、診断、対応に向けた支援体制の構築を目的とした「認知症初期集中支援チーム」を立ち上げている。 	継続	—

具体的 施策	内容説明	担当課	令和3年度実施状況	区分	決算額 (千円)
地域ケ ア体制 の確立	・住民の積極的な参加による地域福祉の推進を図り、社会福祉協議会等の関係団体と協力し、ボランティアの育成及び福祉教育の推進に取り組みます。	地域福祉課	・社会福祉協議会が設置しているボランティアセンターに対して運営支援（運営費補助）を行うとともに、ボランティアセンター運営委員として出席し、情報共有を行っている。	継続	—
	・高齢者、障がい者など日常生活又は社会生活に身体機能上制限を有する方が円滑に施設を利用できるよう、設計段階から高齢者等の利用に対応した仕様とするなど配慮を行います。	地域福祉課 健康医療対策課	・実施なし ・施設整備される社会福祉法人等はなかったが、今後施設整備される法人等があれば適宜助言を行う。	継続 継続	— —
	・高齢者によるボランティア活動の推進並びに高齢者の経験や技術を生かし、高齢者が社会の中で活躍できる環境の整備を行うことに努めます。	健康医療対策課	・浜田市内で活動されているボランティア団体や、高齢者が活躍できる組織として浜田市シルバー人材センター等からの相談はなかったが、関係団体と連携しながら取り組みを進めていく。	継続	—
生涯現 役社会 づくり の推進	・高齢者が楽しめるボランティア活動や高齢者クラブ活動の体制を整備していきます。	健康医療対策課	・人口減少や高齢化に伴い、浜田市高齢者クラブ連合会やボランティア団体の会員数の減少が進んでいる。今後も浜田市高齢者クラブ連合会等と連携をしながら、魅力ある団体として活動できるよう会員の増加に向けて取り組んでいく。	継続	—

基本目標Ⅴ 国際社会を視野に入れた男女共同参画の推進

昭和50年（1975年）の「国際婦人年」以来、国や県の男女共同参画社会の形成に向けた取り組みは、世界女性会議の北京宣言や女性2000年会議などの国際的な動きに連動し、様々な取り組みと密接に連動しながら進められています。

政治・経済・文化などのあらゆる分野で国際化が進む中、男女共同参画推進の必要性を広く理解してもらうためにも、国際的視野に立った女性の人材育成や国際的基準などの広報啓発が必要です。

本市には、就学就労といった理由により多くの在住外国人の方がいらっしゃいます。平成26年に行った人権に関する市民意識調査では、「外国人の人権について必要なことは」との問いに、「外国人との交流の促進」、次いで、「外国人が日本の文化・生活習慣を学習できる機会を増やす」となっていました。市内でもさまざまな機会を通じて国際化の取り組みが進められています。

国により異なる文化や伝統、価値観に対して寛容な精神を持つことも必要となります。お互いの違いを認めあう心が生きた国際交流を進め、市民一人ひとりの個性が尊重される住みやすい社会をつくるため、身近なところから諸外国の異文化等を理解していくことが必要です。

① 広い視野を育てる国際理解の促進

具体的施策	内容説明	担当課	令和3年度実施状況	区分	決算額 (千円)
国際理解教育の推進	・幼児教育・学校教育等においては、外国語指導助手による授業や、国際交流員による異文化紹介などを通して諸外国に対する理解を促し、国際的な視野を持った人材を育成します。	定住関係人口推進課	<ul style="list-style-type: none"> 国際交流子どもの集いの実施 小学生を対象に中国・ロシア・韓国のゲームをしたり歌を歌ったりし、子どもたちの国際理解を深めた。 8月6日（月）とびうお学級 参加者：38名 8月18日（金）ひまわり学級 参加者：26名 8月20日（水）かぜのこ学級 参加者：22名 	継続	—
		学校教育課	<ul style="list-style-type: none"> 小中学校に外国語指導助手（ALT）を配置するとともに、ALTは国際交流員が企画したイベントに参加したり、様々な地域活動にも積極的に参加することで、子どもたちの国際理解の醸成に努めた。 	継続	40,732

【参考】島根県の状況

項 目		計画策定時 (H27)	前年度値 (R2)	現状値 (R3)	目標値 (R3)
男女の地位が平等だと思 う人の割合（家庭・ 職場・地域・学校・政 治・法律・社会通念の 7分野の平均	県	33.0% (H26)	33.6% (R元)	33.6% (R元)	40% (R元)
DV相談支援センター の認知度	県	49.6% (H26)	44.9% (R元)	44.9% (R元)	80% (R元)
固定的性別役割分担意 識にとらわれない人の 割合（※1）	県	72.0%	73.7%	79.2%	82% (R2)
県の審議会等への女性 の参画率	県	40.5%	47.2%	47.0%	50%
	県内市町 村	24.6%	25.8%	26.5%	
県職員の管理職に占め る女性の割合	県 (※2)	7.9%	12.4%	13%	15.0% (R2～R6)
	県内 市町村 (※3)	15.2%	20.2%	22.3%	
家族経営協定締結数	県	191 経営体 (H26)	214 経営体 (R元)	216 経営体 (R2)	221 経営体

- (※1) 「県政世論調査」において、「男は外で働き、女は家庭を守る」というような、固定的な性別による役割分担の考え方について、「そう思わない」「どちらかといえばそう思わない」と回答した人の割合。
- (※2) 病院職員、教員職員、警察職員を除く。
- (※3) 病院職員、警察職員含む。教員職員除く。

具体的 施策	内容説明	担当課	令和3年度実施状況	区分	決算額 (千円)
国際 交流の 推進	・島根県立大学及び北東アジア地域研究センターとの連携を強化するとともに、浜田国際交流協会等が中心となって行う事業の周知を行い、男女ともに国際交流機会の増加に努めます。	定住関係人口推進課	・浜田国際交流協会総会を開催。交流会は中止。 6月26日(土) 参加者：20名 ・日中文化体験交流 11月28日(日) 参加者：留学生11名	継続	—
	・友好都市を始めとする諸外国との文化、教育、経済等の相互交流を推進し、幅広い国際交流活動に取り組みます。	定住関係人口推進課	・ブータン王国 JICA草の根技術協力事業により、友好交流都市であるブータン王国の指導力向上とアートを通じた地域活動活性化に寄与する。 事業期間：令和4年1月～令和6年12月	継続	—
	・浜田市世界子ども美術館が実施する海外との交流事業などを積極的に支援します。	定住関係人口推進課	・国際交流員による翻訳及び通訳の支援	継続	—
		文化スポーツ課	・新型コロナウイルス感染症の世界的な蔓延により、直接的な交流事業は行わずリモートでの交流会を行った。 ・「第25回浜田子どもアンデパンダン展」では、海外の児童美術教育施設から作品が寄せられた。 (4か国・51点)	継続	760
情報提供・環境整備の支援	・浜田国際交流協会等関係機関と連携を強化し、国際化や男女共同参画の推進に向けて市民への意識啓発を行うとともに、外国語による様々な生活上の情報提供に努める等により外国人の住みやすいまちづくりを推進します。	定住関係人口推進課	・異文化理解講座の実施(3回、41名) ・語学講座の実施 (ベトナム語40回：115名、韓国語44回：167名、英語28回：134名、中国語58回：452名)	継続	—
	・男女共同参画に関する国際的な情報の収集及び提供を行います。	人権同和教育啓発センター	・担当課に情報提供を依頼し、関係セミナーに参加した。 定住関係人口推進課：「多文化交流会～結婚から子育てまで～」	継続	—

具体的 施策	内容説明	担当課	令和3年度実施状況	区分	決算額 (千円)
	<p>・（財）しまね国際センターと連携を強化し、外国人相談窓口や通訳ボランティアの充実に努めます。</p>	<p>定住関係人口 推進課</p>	<p>・外国人地域サポーターの委嘱 外国人住民と行政の橋渡し役を務める「島根県外国人地域サポーター」として以下のメンバーを推薦し、サポーター連絡会議を通じて、外国人住民が抱える問題点の解決の糸口について検討した。 委嘱先：福島明淑さん（韓国出身）/春日エレナさん（ロシア出身）/浜田国際交流協会 ・日本語ボランティア育成研修 12月4日（土） 参加者：14名</p>	<p>継続</p>	<p>—</p>

第2章 計画の推進

1 推進体制の整備

(1) 市民から構成される「浜田市男女共同参画推進委員会」を必要に応じて開催。

会 長：福濱 秀利 (浜田商工会議所副会頭)

副会長：鎌原 ヤシエ (浜田女性ネットワーク会員)

(2) 浜田市男女共同参画推進計画に基づいた施策を総合的かつ計画的に実施するため、浜田市男女共同参画推進連絡会議を設置。

会 長：地域政策部長

副会長：地域福祉課長

委 員：推進計画（第3次）の具体的施策担部署の所属長及び、その他必要に応じて会長が指名する者。（14名）

(3) 浜田市男女共同参画推進計画（第3次）の実施状況

計画の具体的実施状況を調査し、年次報告としてまとめたのが本書である。

2 市民・事業者等との連携

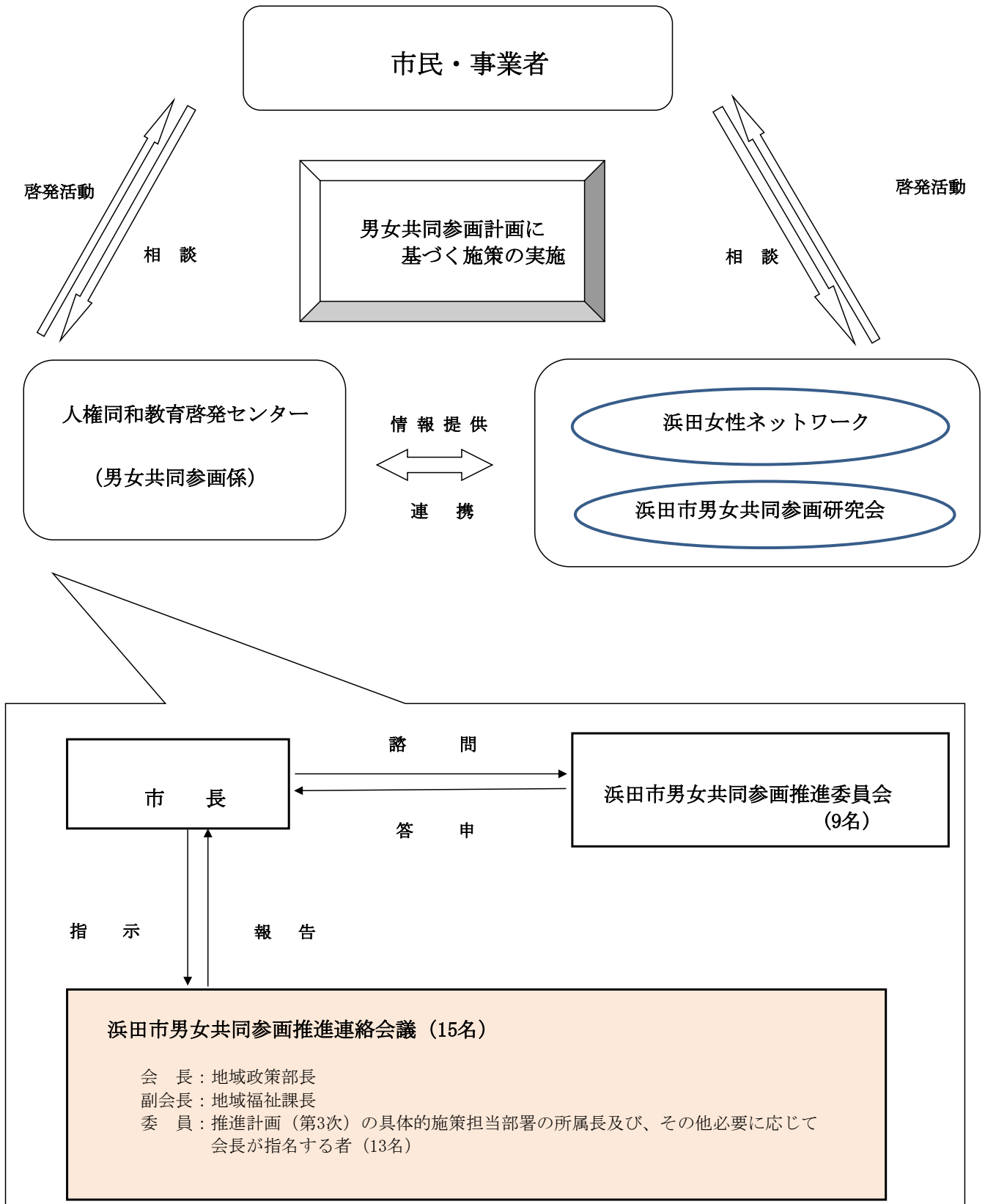
浜田女性ネットワークへの支援を行うとともに、浜田市男女共同参画研究会と連携し、男女共同参画社会の実現に向けて推進を図る。

3 国・県等との連携

島根県男女共同参画室、島根県立男女共同参画センターあすてらすと連携し、研修、事業などに積極的に参加し、男女共同参画推進を図る。

また、県から委嘱されている男女共同参画サポーターと連携し、啓発活動を行う。

浜田市男女共同参画推進体制



数値目標

	項目	策定時 (H26)	前年度値 (R2)	現状値 (R3)	目標値 (R3)
基本 目標 1	男女の地位の平等感（家庭・職場・地域・学校・法律・社会通念・就職の7分野の平均）	33.9%	—	—	40%
	人権啓発に関する研修会等を開催した公民館数	15 館	18 館	18 館	26 館
	DV防止法の認知度	67.7%	70.1%	—	80%
基本 目標 2	男女共同参画基本法の認知度	58.4%	66.9%	—	80%
	浜田市男女共同参画推進計画の認知度	29.8%	37.4%	—	50%
	固定的性別役割分担意識に否定的な人の割合	62.5%	57.4%	—	75%
基本 目標 3	審議会等への女性の参画率	25.2%	28.3%	29.4%	40%
	女性のいる審議会等の比率	80.7%	81.8%	71.5%	100%
	市の係長級以上職への女性の登用比率	14.0%	17.9%	20.4%	20%
基本 目標 4	1号認定子ども（※1） 量の見込み（実人数/年）	(H25実績) 240人	(R2実績) 213人	(R3実績) 200人	168人
	量の確保	730人	285人	285人	280人
	2号認定子ども（※2）・3号認定子ども（※3） 量の見込み（実人数/年）	(H25実績) 1,989人	(R2実績) 1,977人	(R3実績) 1,851人	1,745人
	量の確保	1,875人	1,845人	1,820人	1,865人
	延長保育事業 量の見込み（実人数/年）	(H25実績) 886人	(R2実績) 626人	(R3実績) 545人	901人
	量の確保	886人	626人	545人	901人
	病児・病後児保育 量の見込み（延べ日数/年）	(H25実績) 433日	(R2実績) 17日	(R3実績) 14日	211日
	量の確保	433日	17日	14日	211日
	一時預かり事業（幼稚園在園者対象） 量の見込み（延べ人数/年）	(H25実績) 2,652日	(R2実績) 12,259人日	(R3実績) 11,817人日	9,529人日
	量の確保	2,652日	12,259人日	11,817人日	9,529人日
	一時預かり事業（在園児対応型以外） 量の見込み（延べ人数/年）	(H25実績) 1,613日	(R2実績) 920人日	(R3実績) 867人日	946人日
	量の確保	1,613日	920人日	867人日	946人日
	子育て短期支援事業 量の見込み（延べ日数/年）	(H25実績) 14日	(R2実績) 3日	(R3実績) 9日	38日
	量の確保	1か所	2か所	施設2か所 里親12人	2か所
	放課後児童クラブ 量の見込み（実人数/年）	(H25実績) 523人	(R2実績) 820人	(R3実績) 743人	785人
量の確保	740人	875人	915人	905人	
地域子育て支援拠点事業 量の見込み（延べ利用日数/年）	(H25実績) 1,927回/月平均	(R2実績) 17,565人日	(R3実績) 16,243人日	25,788人日	
量の確保	2か所	4か所	4か所	4か所	
家族経営協定締結（※4）の農家数	4経営体	8経営体	8経営体	7経営体	
新規就農者数	44経営体 (H26年度末)	57経営体 (R2年度末)	60経営体 (R3年度末)	53経営体 (R3年度末)	
基本 目標 5	各種国際交流事業への参加者数	1,641人	(R2実績) 1,026人	(R3実績) 1,033人	(R3目標) 2,700人

（※1）3～5歳、幼児期の学校教育のみ（幼稚園、認定こども園）の認定を受けた子ども

（※2）3～5歳、保育の必要性あり（保育所、認定こども園）の認定を受けた子ども

（※3）0～2歳、保育の必要性あり（保育所、認定こども園、地域型保育事業）の認定を受けた子ども

（※4）家庭農業経営にたずさわる各世帯員が、意欲とやり甲斐を持って経営に参画できる魅力的な農業経営を目指し、経営方針や役割分担、家族みんなが働きやすい就業環境などについて、家族間の十分な話し合いに基づき、取り決めるものです。

審議会等の女性の登用

(令和3年4月1日現在)

	審議会等数	うち女性委員のいる審議会数	委員総数 (人)	うち女性 委員数(人)	女性の割合 (%)
広域の審議会を除く	17	13	221	65	29.4

No.	審議会名	設置根拠	委員数 (人)	うち女性の 委員数(人)	女性の割合 (%)
1	浜田市民生委員推薦会	民生委員法第五条	14	6	42.9
2	浜田市国民健康保険運営協議会	国民健康保険法第十一条	17	5	29.4
3	浜田市環境審議会	環境基本法第四十四条	19	1	5.3
4	社会教育委員会	社会教育法第十五条、第十七条の二	0	0	0
5	浜田市図書館協議会	図書館法第十四条	0	0	0
6	浜田市行財政改革推進委員会	浜田市附属機関設置条例	0	0	0
7	浜田市男女共同参画推進委員会	〃	9	5	55.6
8	浜田市環境清掃対策審議会	〃	10	7	70.0
9	浜田市教育支援委員会	〃	0	0	0
10	浜田市立学校結核対策委員会	〃	(事案発生時に委嘱)		
11	浜田市学校給食審議会	〃	13	6	46.2
12	浜田市奨学金貸与審査委員会	〃	5	0	0.0
13	浜田市美術品等収集委員会	〃	6	0	0.0
14	浜田市下水道審議会	〃	(事案発生時に委嘱)		
15	浜田市情報公開審査会	浜田市情報公開条例	5	1	20.0
16	浜田市個人情報保護審議会	浜田市個人情報保護条例	5	1	20.0
17	浜田市個人情報保護審査会	浜田市個人情報保護条例	5	1	20.0
18	浜田市予防接種健康被害調査委員会	浜田市予防接種健康被害調査委員会設置条例	5	1	20.0
19	浜田市資料館運営協議会	浜田市資料館運営協議会条例	8	0	0.0
20	浜田市ひゃこるネット三隅放送番組審議会	浜田市ケーブルテレビ施設条例	7	3	42.9
21	浜田市障害者等介護給付費等審査会	浜田市障害者等介護給付費等審査会条例	12	4	33.3
22	浜田市地域協議会	浜田市自治区設置条例	75	24	32.0
23	浜田市名木保存審議会	浜田市名木保存条例	(事案発生時に委嘱)		
24	浜田市勤労青少年ホーム運営委員会	浜田市勤労青少年ホーム条例	条例廃止		
25	弥栄村定住化推進事業審査委員会	弥栄村定住化推進に関する条例	条例廃止		
26	浜田市指定管理者選定委員会	浜田市の公の施設の指定管理者の指定の手続き等に関する条例	6	0	0



資料編

浜田市男女共同参画推進条例

平成 17 年 10 月 1 日
浜田市条例第 32 号

目次

前文

第 1 章 総則（第 1 条—第 6 条）

第 2 章 男女共同参画を阻害する行為の禁止等（第 7 条—第 9 条）

第 3 章 男女共同参画の推進に関する基本的施策（第 10 条—第 17 条）

第 4 章 雑則（第 18 条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が展開されてきたが、なお一層の努力が必要とされ、男女共同参画社会の実現は、21 世紀の我が国社会にとっての最重要課題と位置付けられている。

浜田市においても、国際社会や国、県の動向を踏まえ、男女共同参画社会の実現に向けて取組を進めてきたが、社会のあらゆる分野において、性別による固定的かつ差別的な役割分担意識やそれに基づく社会通念、慣習、しきたりが強く残っており、男女平等が充分には実現されていない状況にある。

このような状況の中、少子高齢化の一段の進行を始めとする社会経済情勢の急速な変化に対応し、市民一人一人が生き生きと輝く、豊かで活力あるまちを築くためには、男女の人権が平等に尊重され、男女が性別にかかわらずその個性と能力を十分に発揮し、共に責任を分かち合いながら多様な生き方を選ぶことができる社会を実現することが、緊要な課題である。

ここに、浜田市は、男女共同参画社会の実現を目指すことを決意し、市、市民及び事業者が相互に連携協力してその取組を推進するため、この条例を制定する。

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、もって男女共同参画社会を実現することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を分かち合うことをいう。

- (2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- (3) 事業者 市内において、公的機関、民間を問わず、又は営利、非営利を問わず事業を行うものをいう。
- (4) セクシュアル・ハラスメント 性的な言動によって相手方を不快にさせ、その者の生活環境を害すること又は性的な言動に対する相手方の対応によってその者に不利益を与えることをいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画の推進は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別を受けることなく平等に扱われること、男女が個人として能力を発揮する機会が平等に確保されること、男女の生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利が尊重されることその他の男女の人権が尊重されることを基本として、行われなければならない。

- 2 男女共同参画の推進は、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことがないよう配慮され、男女が性別による固定的な役割分担にとらわれることなく多様な生き方を選択することができることを基本として、行われなければならない。
- 3 男女共同参画の推進は、男女が、社会の対等な構成員として市又は民間の団体における政策、方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを基本として、行われなければならない。
- 4 男女共同参画の推進は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、家事、育児、介護等について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、社会生活における活動に対等に参画することができるようにすることを基本として、行われなければならない。
- 5 男女共同参画の推進は、国際社会における取組と密接な関係を有していることを考慮し、国際的協調の下に行われなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画に関する施策を総合的に策定し、及び実施するものとする。

- 2 市は、社会のあらゆる分野における活動に参画する機会に関し、男女間に格差が生じていると認めるときは、積極的改善措置を講ずるよう努めるものとする。
- 3 市は、男女共同参画を推進する施策の実施に当たっては、国、県、市民及び事業者と相互に連携し、協力するよう努めるものとする。
- 4 市は、市民及び事業者が男女共同参画の推進に関して行う活動を支援するため、情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念についての理解を深め、男女共同参画の推進に努めなければならない。

- 2 市民は、基本理念についての理解を深め、男女の性別による固定的役割分担意識に基づく制度や慣行を見直すよう努めなければならない。

3 市民は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念についての理解を深め、その活動に関し、男女共同参画の推進に努めなければならない。

2 事業者は、男女が職場における活動に対等に参画する機会の確保に努めるとともに、職業生活における活動と家庭生活における活動その他の活動とを両立して行うことができる職場環境を整備するよう努めなければならない。

3 事業者は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

第2章 男女共同参画を阻害する行為の禁止等

(性別による権利侵害の禁止)

第7条 何人も、社会のあらゆる場において、男女共同参画を阻害する次に掲げる行為を行ってはならない。

(1) 性別による差別的取扱い

(2) セクシュアル・ハラスメント

(3) 男女間における暴力的行為

(被害者の保護)

第8条 市は、配偶者その他の親族関係にある者及び内縁関係にある者（過去においてこれらの関係にあった者を含む。）からの前条第3号に掲げる行為により被害を受けた者に対し、関係機関と連携を図りながら、適切な助言、施設への一時的な入所による保護その他の必要な支援を行うものとする。

(情報の表示に関する留意)

第9条 何人も、情報を公衆に表示するに当たっては、性別による固定的な役割分担、性別による差別、セクシュアル・ハラスメント及び男女間における暴力的行為を助長する表現を用いないように努めなければならない。

第3章 男女共同参画の推進に関する基本的施策

(男女共同参画推進計画)

第10条 市長は、男女共同参画の総合的かつ計画的な推進を図るための男女共同参画推進計画（以下「推進計画」という。）を策定するものとする。

2 市長は、推進計画を策定するに当たっては、市民及び事業者の意見を広く反映させるよう努めるとともに、浜田市男女共同参画推進委員会の意見を聴くものとする。

3 前項の規定は、推進計画の変更について準用する。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第11条 市は、その策定し、及び実施する施策の全般にわたり、男女共同参画の推進に配慮するものとする。

(男女共同参画の推進に関する教育等)

第12条 市は、学校教育及び社会教育並びに保育所保育を通じて、人権尊重を基盤とした個人の尊厳、男女平等及び男女相互の理解と協力についての意識が育つよう必要な施策の策定及び実施に努めるものとする。

(市民及び事業者の理解を深めるための措置)

第13条 市は、基本理念に関する市民及び事業者の理解を深めるように、広報活動その他の必要な措置を講ずるものとする。

(苦情の処理等)

第14条 市長は、市が策定し、及び実施する施策に関する、男女共同参画についての市民又は事業者からの苦情の申出に対し、適切に処理するよう努めるものとする。

2 市長は、前項の規定に基づく処理に当たっては、浜田市男女共同参画推進委員会の意見を聴くものとする。

3 市長は、男女共同参画を阻害する行為についての市民又は事業者の相談に対し、関係機関と連携して適切に処理するよう努めるものとする。

(推進体制の整備)

第15条 市は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施するため、必要な体制を整備するよう努めるものとする。

(調査研究)

第16条 市は、男女共同参画の推進に関する施策を策定し、及び実施するため、必要な調査研究を行うものとする。

(年次報告)

第17条 市長は、施策の総合的な推進に資するため、毎年、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況を取りまとめ、公表するものとする。

第4章 雑則

(その他)

第18条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成17年10月1日から施行する。

浜田市男女共同参画推進委員会規則

平成17年10月1日

規則第25号

(趣旨)

第1条 この規則は、浜田市附属機関設置条例(平成17年浜田市条例第18号)第3条の規定に基づき、浜田市男女共同参画推進委員会(以下「委員会」という。)の組織、運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員の構成)

第2条 男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の4割未満であってはならない。

(補欠委員の任期)

第3条 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 委員会に、会長及び副会長それぞれ1人を置き、委員の互選により、これを定める。

2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、会長が招集し、会長が、その議長となる。

2 会議の議事に当たり、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、人権同和教育啓発センターにおいて処理する。

(その他)

第7条 この規則に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、会長が会議に諮り定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成17年10月1日から施行する。

2 この規則は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

3 この規則の施行の日後又は委員の任期満了後最初に開かれる委員会の会議は、第5条の第1項の規定にかかわらず、市長が招集するものとする。

浜田市男女共同参画推進委員会委員

任期：令和2年4月1日～令和4年3月31日

	委員区分	氏名	備考
1	識見者	福 濱 秀 利	浜田商工会議所副会頭
2	識見者	山 川 俊 二	石央商工会事務局長
3	識見者	瀧 口 嘉 輝 (R2) 長 元 為 利 (R3)	社会教育委員
4	識見者	小 林 明 子	島根県立大学准教授
5	各種団体から推薦された者	村 井 勉	浜田人権擁護委員協議会
6	各種団体から推薦された者	藤井 悠記子	石見ゆる女子会
7	各種団体から推薦された者	鎌 原 ヤシエ	浜田女性ネットワーク会員
8	その他市長が必要と認める者	佐々木 富士子	公募
9	その他市長が必要と認める者	植 田 由香理	公募

浜田市男女共同参画推進連絡会議設置要綱

(目的及び設置)

第1条 浜田市男女共同参画推進条例第15条の規定に基づき、浜田市における男女共同参画関係施策について、庁内関係部課相互の事務の緊密な連携を図るとともに施策を総合的かつ計画的に実施するため、浜田市男女共同参画推進連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 連絡会議は、次の事項を所掌する。

- (1) 男女共同参画関係施策についての総合的かつ効果的な企画及び推進に関すること。
- (2) 浜田市男女共同参画関係施策の連絡調整に関すること。
- (3) 男女共同参画に関する職員の共通理解の定着及び庁内の男女共同参画の環境整備に関すること。
- (4) その他男女共同参画関係施策の推進に関すること。

(組織)

第3条 連絡会議は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、地域政策部長をもって充てる。

3 副会長は、地域福祉課長をもって充てる。

4 委員は、別表に掲げる職にある者及び、その他必要に応じて会長が指名する者をもって充てる。

(会長及び副会長)

第4条 会長は、会務を総理し、連絡会議を代表する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 連絡会議は、会長が必要に応じて招集し、会長がその議長となる。

2 会長は、委員が出席できないときは、代理の者を出席させることができる。

(関係職員の出席等)

第6条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を連絡会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(ワーキンググループ)

第7条 連絡会議の所掌事項を円滑に遂行するため、必要に応じてワーキンググループを置くことができる。

2 ワーキンググループのメンバーは、委員の所属する部局に属する者の中

から会長が指名する者をもって組織し、グループリーダーは、人権同和教育啓発センター所長をもって充てる。

3 ワーキンググループの会議は、グループリーダーが召集し、その議長となる。

4 グループリーダーは、ワーキンググループにおける審議の経過及び結果を連絡会議に報告しなければならない。

(庶務)

第8条 連絡会議の庶務は、人権同和教育啓発センターにおいて処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、連絡会議に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成15年9月4日から施行する。

平成17年10月1日から施行する。

平成22年4月1日から施行する。

平成25年9月12日から施行する。

平成26年8月19日から施行する。

平成27年4月1日から施行する。

平成28年1月6日から施行する。

平成28年4月1日から施行する。

平成31年4月1日から施行する。

令和2年4月1日から施行する。

令和3年4月1日から施行する。

令和4年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

区 分	職
会 長	地域政策部長
副 会 長	地域福祉課長
委 員	防災安全課長 人事課長 政策企画課長 定住関係人口推進課長 健康医療対策課長 健康増進担 当課長 子ども・子育て支援課長 商工労働課長 農林振 興課長 水産振興課長 学校教育課長 まちづくり 社会教育課長 文化スポーツ課長

浜田市男女共同参画に関する苦情処理要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、浜田市男女共同参画推進条例（平成 17 年浜田市条例 32 号。以下「条例」という。）第 14 条に規定する苦情の処理等について必要な事項を定めるものとする。

(苦情の申出対象者)

第2条 苦情を申し出のできる者（以下「申出者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 市内に住所を有する者
- (2) 市内に通勤し、又は通学している者
- (3) 市内で活動する者

(苦情の申出の方法)

第3条 苦情の申出は、浜田市男女共同参画苦情申出書（別記様式）により行うものとする。

(調査しない事項)

第4条 市長は、次の各号のいずれかに該当する事項に係る申出については、調査しないものとする。

- (1) 裁判所において係争中の事項又は判決等のあった事項
- (2) 行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）等の規定による不服申立てを行っている事項又は裁決等のあった事項
- (3) 議会に請願又は陳情を行っている事項
- (4) 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和 47 年法律第 113 号）第 13 条に規定する紛争の解決の援助の対象となる事項

(調査内容の通知)

第5条 市長は、条例第 14 条第 2 項の規定により、浜田市男女共同参画推進委員会の意見を聴いたときは、当該苦情の申出者及び市の関係機関に対し、その内容を通知しなければならない。

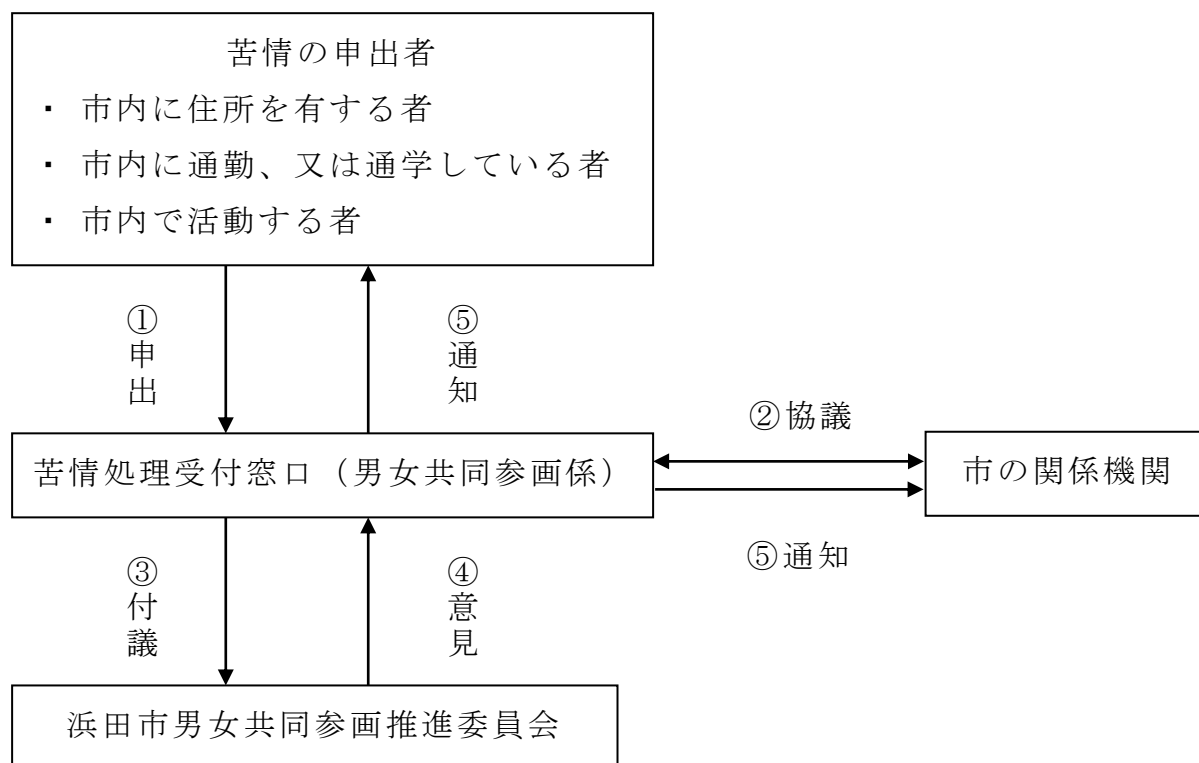
(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 17 年 10 月 1 日から施行する。

★ 浜田市における苦情処理の仕組み ★



※調査しない事項

- ・ 裁判所において係争中の事項又は判決等のあった事項
- ・ 行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）等の規定による不服申立てを行っている事項又は裁決等のあった事項
- ・ 議会に請願又は陳情を行っている事項
- ・ 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法（昭和 47 年法律第 113 号）第 13 条の紛争の解決の援助の対象となる事項

数値目標進捗及び実績表

(過去6年)

男女共同参画推進計画 数値目標進捗及び実績表(過去6年)

担当課	基本目標	項目	策定時 (H26年：意識調 等) 現状値	目標値	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	【6年間の評価】	【第4次計画へ向けての考え】
人権同和教育啓発センター	1	男女の地位の平等感（家庭・職場・地域・学校・法律・社会通念・就職の7分野の平均）	33.9%	40%	—	—	—	—	28.00%	—	学校以外の分野や社会全体では「男性優位」という意識が高く、未だに家庭・地域・職場において、性差に対する無意識の思い込みや固定観念が根強く存在していると言える。	固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込みや決めつけを解消していく、植え付けないようにするという意識づくりや意識改革を、あらゆる世代、あらゆる場面において、地道に根気強く進めていく必要がある。
		人権啓発に関する研修会等を開催した公民館数	15館	26館	17館	19館	24館	22館	18館	18館	まちづくりセンター、福祉施設、企業や団体等で実施する人権研修に指導主事を派遣し、相手方の希望に沿った人権課題をテーマとした巡回講座を実施した。依頼者が固定化する傾向にあるため、新規派遣先の開拓を進める必要がある。	社会経済情勢や時代の変化の中で新たな人権問題も生じており、市民の人権意識の高揚を図るため、あらゆる場で人権研修が行われるよう周知・啓発に取り組む。
子ども・子育て支援課		DV防止法の認知度	67.7%	80%	—	—	—	—	70.10%	—	策定時に比べ認知度は上がったものの、目標値には届かなかった要因は、正しい知識の啓発と周知方法に改善すべき点があったように思う。広報紙や市ホームページの掲載や講演会の開催を通じて広く市民に周知し、意識啓発を図る必要がある。	引き続き認知度向上に向けて努める。
人権同和教育啓発センター	2	男女共同参画基本法の認知度	58.4%	80%	—	—	—	—	66.90%	—	策定時に比べ認知度は上がったものの、目標値には届かなかった要因は、情報提供と啓発の方法に改善すべき点があったように思う。最終年度に、男女共同参画週間や関係団体の総会に男女共同参画基本法の啓発パネルを展示するなど周知の場を設けたが、各年このような啓発に取り組むべきだった。	女性活躍や男性の育児休暇の促進など、社会的にも男女共同参画への関心は高まっている。この機をとらえ、あらゆる場面、機会において広く情報提供をしていきたい。
		浜田市男女共同参画推進計画の認知度	29.8%	50%	—	—	—	—	37.40%	—	策定時に比べ認知度は上がったものの、目標値には届かなかった要因は、情報提供と啓発の方法に改善すべき点があったように思う。男女共同参画週間や関係団体の勉強会に男女共同参画推進計画のを学ぶ機会を設けるなど、啓発に取り組むべきだった。	女性活躍や男性の育児休暇の促進など、社会的にも男女共同参画への関心は高まっている。この機をとらえ、あらゆる場面、機会において広く情報提供をしていきたい。
人権同和教育啓発センター	2	固定的性別役割分担意識に否定的な人の割合	62.5%	75%	—	—	—	—	57.40%	—	前回の意識実態調査の回答の選択肢に「どちらともいえない」「わからない」を設定しているため、単純な比較はできないが、前回に比べ数値は下がっており、目標値に達することができなかった。固定的役割分担意識の根深さを感じる。アンコンシャス・バイアスに関する意識啓発・理解促進の強化を図る必要がある。	性別や性差に関する固定的観念や偏見、アンコンシャス・バイアスの解消に向け、あらゆる場面、あらゆる年代に対し、固定的役割分担意識を植え付けられない、押し付けられない、とらわれない取組に併せ、意識改革や理解促進を進めていきたい。
人権同和教育啓発センター	3	審議会等への女性参画の率の増加	25.2%	40%	27.1%	29.2%	26.6%	27.4%	28.3%	29.4%	女性就任に関して、各部署への啓発が足りなかった感がある。委員就任の受諾そのものが困難となっている昨今、前任者の再任・退任、またはそれぞれの専門分野に女性が少ない実態もあり、目標値には届かなかった。退任者が出た際に、適任者に女性がおられる場合は、女性に就任していただけよう担当部署においても積極的に働きかけをしてもらうよう、啓発を進めていく。	目標値には程遠い達成率であり、後期の目標値達成への取り組みに関して、熟慮していきたい。いずれにしても、多様な意見を反映させる観点からも性別が偏ることのないよう、まずは女性委員ゼロの審議会をゼロにできるよう各部署と委員就任や審議会の構成に関する要件の見直しを図るなど、庁内一丸となって積極的に取り組めるよう働きかけをしていきたい。
		女性のいる審議会等の比率	80.7%	100%	83.3%	84.0%	82.6%	79.2%	81.8%	71.5%		
人事課		市の係長級以上職への女性の登用比率	14.0%	20%	14.6%	15.2%	15.8%	16.3%	17.9%	20.4%	女性職員を対象とする外部研修へ積極的に派遣し、育成や指導スキルを習得する機会を提供した。また、若年層の段階から、キャリアアップに係る研修機会を提供し、将来的なキャリアアップや仕事への意識向上を図った。その結果、目標を上回る登用率に繋がった。	・女性職員の管理職及び係長級へ積極的に登用する。 ・幅広い業務の経験や能力の養成を意識した人事配置する。 ・外部への派遣を含め多様な研修機会等を提供し、能力開発と意欲の向上を図る。

男女共同参画推進計画 数値目標進捗及び実績表(過去6年)

担当課	基本目標	項目	策定時 (H26年：意識調 等) 現状値	目標値	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	【6年間の評価】	【第4次計画へ向けての考え】
子ども・子育て支援課	4	1号認定子ども(※1) 量の見込み(実人数/年) 量の確保	(H25実績) 240人 730人	(H31目標) 257人 435人	(H28実績) 240人 390人	(H29実績) 183人 405人	(H30実績) 214人 420人	(R1実績) 195人 395人	(R2実績) 213人 285人	(R3実績) 200人 285人	子育て世帯のニーズに応じた受け皿を確保することができた。	引き続き子育て世帯のニーズに応じた受け皿の確保に努める。
		2号認定子ども(※2)・3号認定子ども(※3) 量の見込み(実人数/年) 量の確保	(H25実績) 1,989人 1,875人	(H31目標) 1,861人 1,955人	(H28実績) 1,869人 1,875人	(H29実績) 1,967人 1,980人	(H30実績) 1,932人 1,990人	(R1実績) 1,904人 1,935人	(R2実績) 1,977人 1,845人	(R3実績) 1,851人 1,820人	子育て世帯のニーズに応じた受け皿を確保することができた。	引き続き子育て世帯のニーズに応じた受け皿の確保に努める。
		延長保育事業 量の見込み(実人数/年) 量の確保	(H25実績) 886人 886人	(H31目標) 527人 527人	(H28実績) 839人 839人	(H29実績) 793人 793人	(H30実績) 966人 966人	(R1実績) 628人 628人	(R2実績) 626人 626人	(R3実績) 545人 545人	子育て世帯のニーズに応じた受け皿を確保することができた。	引き続き子育て世帯のニーズに応じた受け皿の確保に努める。
		病児・病後児保育 量の見込み(延べ日数/年) 量の確保	(H25実績) 433日 433日	(H31目標) 664日 664日	(H28実績) 337日 337日	(H29実績) 124日 124日	(H30実績) 23日 23日	(R1実績) 23日 23日	(R2実績) 17日 17日	(R3実績) 14日 14日	平成29年度から病児保育事業を休止し、病後児保育事業のみの実施となったため、ニーズに応じた十分な受け皿の確保はできなかった。	令和4年1月から病児保育事業を再開し、子育て世帯のニーズに応じた受け皿の確保が可能となった。
		一時預かり事業(幼稚園在園者対象) 量の見込み(延べ人数/年) 量の確保	(H25)実績 2,652日 2,652日	(H31目標) 10,227日 10,227日	(H28実績) 5,225日 5,225日	(H29実績) 5,875日 5,875日	(H30実績) 6,402日 6,402日	(R1実績) 9,700人日 9,700人日	(R2実績) 12,259人日 12,259人日	(R3実績) 11,817人日 11,817人日	子育て世帯のニーズに応じた受け皿を確保することができた。	引き続き子育て世帯のニーズに応じた受け皿の確保に努める。
		一時預かり事業(在園児対応型以外) 量の見込み(延べ人数/年) 量の確保	(H25実績) 1,613日 1,613日	(H31目標) 4,031日 4,031日	(H28実績) 1,227日 1,227日	(H29実績) 1,983日 1,983日	(H30実績) 1,569日 1,569日	(R1実績) 1,314人日 1,314人日	(R2実績) 920人日 920人日	(R3実績) 867人日 867人日	子育て世帯のニーズに応じた受け皿を確保することができた。	引き続き子育て世帯のニーズに応じた受け皿の確保に努める。
子ども・子育て支援課	4	子育て短期支援事業 量の見込み(延べ日数/年) 量の確保	(H25実績) 14日 1か所	(H31目標) 236日 2か所	(H28実績) 0日 2か所	(H29実績) 0日 2か所	(H30実績) 0日 2か所	(R1実績) 1日 2か所	(R2実績) 3日 2か所	(R2実績) 9日 施設2か所 里親12人	施設以外に里親を加え、ニーズに応じた受け皿の確保ができた。	引き続きニーズに応じた受け皿の確保に努める。
		放課後児童クラブ 量の見込み(実人数/年) 量の確保	(H25実績) 523人 740人	(H31目標) 629人 780人	(H28実績) 710人 790人	(H29実績) 754人 825人	(H30実績) 809人 875人	(R1実績) 827人 875人	(R2実績) 820人 875人	(R3実績) 743人 915人	児童クラブの新設・増設等により、必要な量を確保することができた。	引き続きニーズに対応できる量の確保に努める。
		地域子育て支援拠点事業 量の見込み(延べ利用日数/年) 量の確保	(H25実績) 1,927回 2か所	(H31目標) 1,619回 2か所	(H28実績) 1,624人 2か所	(H29実績) 1,980人 2か所	(H30実績) 1,712回 3か所	(R1実績) 19,515人日 4か所	(R2実績) 17,565人日 4か所	(R3実績) 16,243人日 4か所	子育て世帯のニーズに応じた受け皿を確保することができた。	引き続き子育て世帯のニーズに応じた受け皿の確保に努める。
農林振興課	4	家族経営協定締結(※4)の農家数	4経営体	7経営体	5経営体	5経営体	7経営体	7経営体	8経営体	8経営体	締結経営体が増え、家族農業経営にたずさわる各世帯員が、意欲とやり甲斐を持って経営に参画できるようになりつつある。	引き続き、家族経営協定締結の要望に応じた支援を行う。
		新規就農者数	44経営体 (26年度末)	53経営体 (H33年度末)	50経営体 (H28年度末)	50経営体 (H29年度末)	56経営体 (H30年度末)	57経営体 (R1年度末)	57経営体 (R2年度末)	60経営体 (R3年度末)	新規就農者数を目標以上に増やすことができた。	新規就農者数の増加が男女共同参画社会の実現にどのように結びついているかがわからないため、計画に計上しない。

男女共同参画推進計画 数値目標進捗及び実績表(過去6年)

担当課	基本目標	項目	策定時 (H26年：意識調 等) 現状値	目標値	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	【6年間の評価】	【第4次計画へ向けての考え】
定住関係人口推進課	5	各種国際交流事業への参加者数	1,641人	2,100人	2,043人	2,475人	2,590人	2,186人	1,026人	1,033人	策定時に比べ平成28年から令和元年にかけて参加者数が増加したものの、令和2年以降は新型コロナウイルス感染症の影響を受け海外との往来ができなかったことや交流イベントの自粛により、目標値に届かなかった。ただし完全に交流を辞めるのではなく、オンラインを活用するなど開催方法を工夫しながら事業を継続することができた。	新型コロナウイルス感染症が収束に向かっていくなか、海外友好都市等との交流を図るとともに、多文化共生社会の実現に向けて本市に住む外国人住民と地域住民との交流事業を推進していきたい。

- (※1) 3～5歳、幼児期の学校教育のみ（幼稚園、認定こども園）の認定を受けた子ども
- (※2) 3～5歳、保育の必要性あり（保育所、認定こども園）の認定を受けた子ども
- (※3) 0～2歳、保育の必要性あり（保育所、認定こども園、地域型保育事業）の認定を受けた子ども
- (※4) 家庭農業経営にたずさわる各世帯員が、意欲とやり甲斐を持って経営に参画できる魅力的な農業経営を目指し、営方針や役割分担、家族みんなが働きやすい就業環境などについて、家族間の十分な話し合いに基づき、取り決めるものです。